

長野県土木工事施工管理基準の一部改定について

技術管理室

1 改定対象

- ・土木工事施工管理基準〔令和5年版（4月1日適用）〕

2 改定の主な内容

国土交通省の基準改定（令和5年3月）に準拠し改定。

（1）出来形管理基準及び規格値

①共通編

1-4-6-4 鉄筋工 組立て 設計かぶりと最小かぶりを図示（新規設定）。

1-2-10-10 工場製作工 桁製作工（仮組立による検査を実施する場合）
部材精度 抜き取った部材の測定位置を追加。

（2）品質管理基準及び規格値

①新規追加

- ・セメント・コンクリート
セメントの水和熱測定
セメントの蛍光X線分析方法

②記載追加

- ・テストハンマーによる強度推定調査
試験時期と頻度を明記
- ・アスファルト舗装 温度測定
敷均しが困難な場合や中温化技術により施工性を改善した場合の温度設定
について明記
- ・覆工コンクリート（NATM） テストハンマーによる強度推定調査
試験時期と頻度を明記

③その他 諸基準類の改定に伴う修正

（3）写真管理基準

2-5 写真の編集

『デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について』（令和3年3月26日付け、国技建管第21号）等の適用に伴う修正